

平成28年度 第21回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年2月7日（火） 午後5時から5時25分

二 場 所 鳥取県立むきばんだ史跡公園（西伯郡大山町）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 中原都
委員 曾我紀厚
- 2 事務局職員 事務局長 三王寺由道 次長兼任用課長 今岡誠一
給与課長 吉野一朗 係長 富山哲明
係長 湯ノ口修
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の実施について

議案第2号 人事委員会告示の一部改正について（選考により採用する職関係）

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（育種・飼養技術の職関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 概 要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		24名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度
警察官〈サイバー犯罪捜査官〉		1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和59年4月2日以降（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉は昭和54年4月2日以降）に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

ウ その他の要件

(ア) 警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

a 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

b 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

(イ) 警察官〈サイバー犯罪捜査官〉を受験する人にあつては、情報処理の促進に関する法律第7条第1項に規定する情報処理技術者試験に合格していること（基本情報技術者試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）

(3) 試験日程

受付期間	4月7日（金）～4月24日（月）（消印有効） （インターネット受付：4月7日（金）午前0時～4月19日（水）午後12時）	
第1次試験	試験日	5月14日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験、適性検査、資格加点（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）
	合格者発表日	5月25日（木）（予定）
第2次試験	試験日	7月3日（月）～7月5日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎、鳥取県庁第二庁舎、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技（警察官（男性）〈武道〉受験者のみ）、専門試験（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉受験者のみ）
	採用候補者発表日	8月1日（火）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

2 広報

平成29年2月14日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

◇議案第2号及び第3号

人事委員会告示の一部改正（選考により採用する職関係）及び選考により採用する職に係る承認（育種・飼養技術の職関係）について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

○議案第2号 人事委員会告示の一部改正（選考により採用する職関係）について

以下のとおり告示の一部を改正する。

1 改正する告示の名称

選考により採用する職

2 改正理由

県がブランド化を進める畜産振興に向けて、肉用畜産にかかる飼養管理体制の確立が急がれるが、高品質畜産物の安定生産を行うための家畜の研究と一体となった家畜飼養管理は、専門知識を持った

者が長期的な期間で飼養する必要がある一方、本県で当該技術を有する者がいない状況である。

今後、県の畜産ブランドの確立に向け、様々な育種・飼養技術の向上が求められるが、その対応に必要な専門知識を有する育種・飼養技術の職の採用にあたっては、専門性が高く競争試験による能力検証が困難となるおそれがあるため、常に選考により採用することとしたい。

3 施行日

平成29年2月8日

○議案第3号 選考により採用する職に係る承認（育種・飼養技術の職関係）

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請のあった職

育種・飼養技術の職

2 採用予定者数

1名

3 採用予定日

平成29年4月1日

4 申請理由

県がブランド化を進める畜産振興に向けて、肉用畜産にかかる飼養管理体制の確立が急がれるが、高品質畜産物の安定生産を行うための家畜の研究と一体となった育種・飼養管理は、専門知識を持った者が長期的な期間で飼養する必要がある一方、本県で当該技術を有する者がいない状況である。

今後、県の家畜ブランドの確立に向け、様々な家畜飼養技術の向上を図るため、選考により専門的知識を有する職員を採用する必要がある。

5 選定方法

知事部局において選考試験を実施。

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和32年4月2日以降に生まれた人（平成29年4月1日時点で59歳以下）

イ 経験要件

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、民間企業等（自営業・公的機関を含む。）において、家畜に係る飼養管理、育種研究及び研究補助（これらに準ずる業務を含む。）に従事した職務経験を通算して2年以上有している人又は当該期間における職務経験が2年以上となる見込みの人

(2) 選定方法

○経歴評定 提出された経歴調書に基づき、職務の遂行に必要な専門知識について評定。※経歴評定で不合格の場合その他の試験は受験不可とする。

○論文試験 公務員としての必要な資質、識見についての確認

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

○人物試験 個別面接による人物についての口述試験

6 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されており、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

あてがあるのか。そんなにいる人ではなさそうだ。

事務局

おそらく、公的な所や自営の方がいらっしゃると思う。

以前視察いただいた畜産試験場で、牛の精液の業務を一部やっていただく。精液の採取保管、えさをやるという現業（畜産技手）さんがやっていた仕事が約3割、残り7割が農林技師や研究員がやっていた仕事を行ってもらう。

精液を増やすためにどういった飼料を与えれば良いか、精液の製造販売していくときの管理も必要となり、これは農林技師の仕事。幅広の業務をやっていただくということで、農林技師として採用したいというのがもともとの話。本当は回せる方がいたら畜産職の方から回したかったが、45歳以下位の方で回せる方がいないということもあって、採用することになったようだ。

委 員

ある程度探さないといけない気がする。

委 員

新たな職なのだな。現在だと畜産技手や畜産職の業務の一部を取り込んで新たな職を作るということか。

事務局

そのとおり。

委 員

畜産職と畜産技手は今後消滅していくのか。

事務局

畜産職は研究職としては残る方もある。本来の研究的要素が非常に広がって、主になっていく。

六 次回人事委員会の開催

平成29年2月16日（木）午前10時から開催することとした。